

7月10日～8月9日は部落解放月間です

7月10日から8月9日までは部落解放月間です。

部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して昭和48年に制定されました。

「同和对策事業特別措置法」の成立によって、国と地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に行うこと、そして、それらに対応する予算措置を講ずることが義務付けられました。これは、同和对策行政史上画期的な出来事でした。

鳥取県では、この7月10日を記念し、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和45年に部落解放週間が設けられ、昭和48年からは部落解放月間へと発展したものです。

【部落差別解消推進法】

平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在」するとともに、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化」していることを踏ま

え、「差別は許されないものである」との認識が示されました。

【インターネット上の差別行為】

しかし、残念ながらインターネット上には、同和地区出身者に対する差別的な書き込みや同和地区名の公表、また、部落差別は存在しないなどの誤った情報が大量に掲載され続けています。

同和問題について正しい知識を持たずにこれらの情報を閲覧すると、「検索サイトの上位に表示されている」ことを理由に正しい知識と思いつみ、同和地区出身者に対する偏見をうのみにしたり、誤った情報を安易に広げていくことで、結果的に部落差別に加盟してしまうこととなります。同和問題は、「そつとしておけばそのうちなくなる」「寝た子を起こすな」という意見が聞かれますが、決してそうではありません。今は、インターネットの普及により、「寝た子はネットで起こされる」時代になっていきます。

【差別のない豊かな社会】

正しい知識を持つためには、学び続けることが大切です。大山町

が実施している「みんなの人権セミナー」や「小地域懇談会」、また、学校や職場で実施される研修会に積極的に参加し、正しい知識の習得に努めましょう。そして、みんなが差別のない豊かな社会を築きましょう。

第2回

みんなの人権セミナー

日時&場所

8月5日(木) 19時～20時30分

人権交流センター

講師 一盛 真氏

(大東文化大学教授)

◆内容 人権・同和教育に関する調査

◆定員 30人(事前申込が必要)

◆申込締切 7月30日(金)

◆その他

コロナウイルス感染症の状況によつては、リモートによる実施または中止させていただく場合があります。

◆申込

人権推進室(人権交流センター内)

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

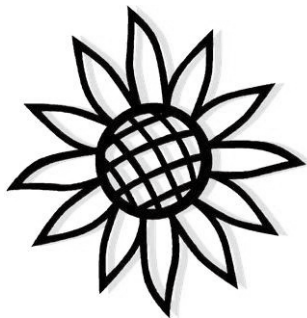
「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年で71回目を迎えます。各地域でさまざまな運動・啓発活動が計画されますので、ご協力をお願いします。

○社会を明るくする運動西伯郡研究大会

日時 7月12日(月) 13時30分

場所 ヴィレステピえづ



「ひまわりは、社会を明るくする運動のシンボルマークです」